

NPO法人松江音楽協会 協賛会員規約

(規約の目的)

第1条 この規約は、NPO法人松江音楽協会(以下「協会」)の会員規程第2条第1項第2号に定める「協賛会員」について、各種運用方法を規定するものです。

(会員)

第2条 この会員は「松江音楽協会協賛会員」(以下、「協賛会員」と称し、この規約を承諾し、寄付金等の提供により法人の組織運営や事業活動を支援する目的で入会した個人、又は団体をいいます。

(会員種別)

第3条 協賛会員は、「個人会員」と「団体会員」の2つの種別があります。

(入会)

第4条 協賛会員に入会するときは、所定の「協賛会員申込書」(以下「申込書」)を協会に提出する必要があります。

2 個人の場合は、満12歳未満の入会はお断りします。

(会員資格期間)

第5条 協賛会員が資格を有する期間は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとします。

2 ただし、年の途中で入会した場合の入会日は、入会した日の属する月の1日とします。

3 会員期間中に会員の継続を申し出た場合は、会員資格期間を1年間延長するものとします。

(入会金及び年会費)

第6条 入会金は無料です。

2 協会に新たに入会を申し込んだとき、又は会員の継続を申し込んだときは、次に定める会費を速やかに協会に支払うものとします。

会員種別	年会費
個人会員	一口 1,000 円 一口以上
団体会員	一口 10,000 円 一口以上

3 年会費の支払い方法は、現金、口座振込から選ぶことができます。

(1) 現金の場合

申込書に添えて窓口でお支払いください。

(2) 口座振込の場合

指定する口座にお振込みください。なお、振込手数料は会員の負担とします。

4 既納の年会費を返還することはできません。

(会員証)

第7条 入会した会員には所定の松江音楽協会会員証を交付します。

2 会員証は、他人に貸与、譲渡、名義変更、担保提供することはできません。

3 会員証の紛失又は盗難、その他の事由により会員

証を他人が利用することにより生じた損害のすべては、会員が負うものとします。

(優待)

第8条 協会は、協賛会員に対し、会報及び主催事業の催事案内等を送付します。

2 年会費の額に応じて、協会のホームページや主催事業のプログラム等に、協賛会員のご芳名を掲載することができます。

年会費	ご芳名掲載
1万円以上	当協会のホームページ
3万円以上	当協会のホームページ、主催公演プログラム
5万円以上	当協会のホームページ、主催公演プログラム 他

3 年会費が1万円以上の協賛会員の場合、協会が事前に指定した主催事業の入場券について、一般発売日より前に額面の1割引で購入することができます。

会員種別	割引及び先行購入対象入場券
個人会員	2枚まで
団体会員	団体の構成員に限る (枚数制限なし)

4 年会費が5万円以上の協賛会員の場合、協会が事前に指定した主催事業について、5万円ごとに1年間1名様をご招待します。

5 年会費が5万円以上の個人会員の場合、主催事業開催時の駐車場を1台確保することができます。

6 年会費が5万円以上の個人会員の場合、主催事業の出演者のサイン入り色紙を取得できる権利があります。

(個人情報の取り扱い)

第9条 協会は、収集・保有した個人情報を目的以外に使用しません。

2 協会は、収集・保有した個人情報を保護し、厳重に管理する責務を負います。

3 協賛会員は、協会からの各種情報提供を受けることを承諾したものとします。

(届出事項の変更等)

第10条 会員は、氏名、住所、電話番号等、入会時に届け出た事項に変更が生じた場合は、直ちにその内容を協会に届ける必要があります。

2 前項の届け出がないために生じた損害のすべては、会員が負うものとします。

(資格喪失)

第11条 協賛会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 会員資格期間が終了したとき。

(3) 本人が死亡、あるいは法人が解散したとき。

NPO法人松江音楽協会 協賛会員規約

(4) 除名されたとき。

(退会)

第12条 協賛会員を退会するときは、協会に退会届を提出する必要があります。

2 但し、前項第2項、第3項の事案においては会員証の返却は必要ないものとします。

(除名)

第13条 協賛会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、これを除名することができます。

(1) この規約に違反したとき。

(2) 虚偽の申告があったとき。

(3) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(規約の変更)

第14条 本規約を変更する場合には、協会は、一定の予告期間において周知の措置をとるものとし、予告期間経過後は変更後の規約を適用するものとします。

2 最新の規約及び変更しようとする規約は、協会事務所、若しくはホームページ等により告知します。

附 則

- 1 この規約は、平成27年3月7日から施行します。
- 2 この規約は、平成28年3月1日から施行します。
- 3 この規約は、平成30年2月24日から施行します。